

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

修学生（貸付）決定番号\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ (印)

### 返還免除対象業務等従事（就職）届

下記のとおり返還免除対象業務等に従事（就職）しましたので、届け出ます。

記

- 1 従事（就職）年月日 年 月 日
- 2 従事（就職）先 所在地\_\_\_\_\_
- 施設名称\_\_\_\_\_
- 3 業務内容 返還免除対象業務（※1） 介護職員等の業務（※2）  
（該当する方に)
- 4 雇用形態
- 5 職 種
- 6 その他参考事項

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

(勤務先) 所在地\_\_\_\_\_

施設（法人）名等\_\_\_\_\_

代表者職氏名\_\_\_\_\_ (印)

電 話 番 号\_\_\_\_\_

- ※1 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金の対象業務（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務）
- ※2 離職した介護人材の再就職準備金の対象業務（居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法4第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等）である業務）